

須坂市農業委員会 令和元年 7 月総会 議事録

1 招集 令和元年 7 月 31 日(水) 午後 3 時 00 分

2 開会 令和元年 7 月 31 日(水) 午後 3 時 00 分

3 閉会 令和元年 7 月 31 日(水) 午後 3 時 30 分

4 場所 須坂市議会第 4 委員会室

5 出席した農業委員 (14 人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	9 番	中村嘉博
会長職務代理	13 番	田中郁男	〃	10 番	宮尾哲雄
農業委員	1 番	坂本正雄	〃	11 番	春原 博
〃	2 番	茂木 都	〃	12 番	平野 正
〃	3 番	中澤秀樹	推進委員	15 番	竹前清孝
〃	4 番	小林 昇	〃	16 番	小林郁雄
〃	5 番	長野 衛	〃	17 番	市川和志
〃	6 番	谷口みづ子	〃	18 番	小林英次
〃	7 番	斎藤 稔	〃	19 番	神林秀明
〃	8 番	山岸和人	〃	21 番	依田浩明

6 欠席した農業委員 なし

欠席した農地利用最適化推進委員 20 番 豊田耕一

7 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 11 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 7 月総会を開会いたします。本日の会議に

つきまして、農業委員総数 14 人中全員の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立をご報告いたします。

また、豊田耕一推進委員から欠席の連絡がありましたので申し添えます。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

なお、6 月総会で徹底しましたが、発言の際は挙手をし、議長の指名を受けた後、起立をして発言してください。

議長

どうもご苦労様です。連日の猛暑で農作業も大変お忙しいなかですが、7 月総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。それではさっそくですが、7 月総会に入らせていただきます。

7 月提出分の 3 議案につきまして、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、10 番 宮尾哲雄委員、11 番 春原博委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第 11 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですのでこれより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第 11 号の 1 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって議案第 11 号の 1 件については、意見可と決定しました。

議長

次に、議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますのでこれより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第 12 号の 1 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって議案第 12 号の 1 件については、意見可と決定しました。

議長

次に、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 7 件を議題といたします。

最初に、議案第 13 号の No.1 から No.4 までの 4 件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

18 番 No.2 についてですが、借受人の年齢があまりにも高齢であり、今回、利用権の設定期間が3年ですが、途中で返されることもあり得るのではないか。それとこの農地を本当に耕作されるのか。その辺を確認して書類を受理しているのか。私がお聞きしているのは、誰も農業の手伝いをしていないとのことでした。現場も見てきましたが、草だけは刈ってありましたが農作物を作っているようには見えませんでした。

説明員 ご指摘のとおり、借受人はご高齢で申請が出された段階で現地を確認させていただきましたところ、草が伸びていた状態でした。借受人と話をさせていただいたところ継続して耕作したいということでした。数日後、再度畑を見に行きましたら草が刈られていた状況でした。そして娘さんもお手伝いをしたいという話をお聞きしましたので今回議案として提出させていただきました。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

議案第 13 号のNo.1 からNo.4 までの4件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 13 号のNo.1 からNo.4 までの4件については、決定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第 13 号のNo.5 からNo.7 までの3件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

3 番 No.5 ですが、私が斡旋しましたが、譲受人は大規模にブドウ栽培をしています。土地の利用形態からいってもこの方がこの土地を購入してブドウ栽培をしていくことが適当だと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

1 番 No.7 ですが、譲渡人は、譲受人の弟にあたる方で、いままで利用権設定で耕作していたと思いますが、更新にあたりましてお姉さんに譲渡すということですのでよろしくお願い申し上げます。

議長 ほかにないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いいたします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

18 番 No.7 ですが、贈与という形になると農地取得に関して、ある程度の面積を所有していないと農地を取得できないと思うのですが。

説明員 作付の農地ですが、ここに記載されている 2,852 m²を以前は借りて耕作されてきました。この土地以外に農地は無いということです。今回贈与ということですが、2,852 m²の面積ということで問題はないと考えています。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

議案第 13 号のNo.5 からNo.7 までの3件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 13 号のNo.5 からNo.7 までの3件については、決定とすることに決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 6 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件及び報告第 7 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 3 件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、7月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名委員

署名委員